

令和6年

建設委員会会議録

とき 令和6年9月25日

品川区議会

令和6年 品川区議会建設委員会

日 時 令和6年9月25日（水） 午前10時00分～午後0時04分

場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 塚本よしひろ 副委員長 えのした正人
委員 澤田えみこ 委員 つる伸一郎
委員 のだて稔史 委員 中塚 亮
委員 横山由香理

欠席委員 委員 木村健悟

出席説明員 鈴木都市環境部長 嶋田都市整備推進担当部長
高梨都市計画課長 川原住宅課長
小川木密整備推進課長 中道都市開発課長
大石まちづくり立体化担当課長 森 建築課長
中西環境課長 篠田 参事
（品川区清掃事務所長事務取扱）
（資源循環推進担当課長事務取扱）
溝口防災まちづくり部長 滝澤災害対策担当部長
（危機管理担当部長兼務）
櫻木地域交通政策課長 山下交通安全担当課長
川崎土木管理課長 森 道路課長
（用地担当課長兼務）
大友公園課長 北原河川下水道課長
平原防災課長 羽鳥防災体制整備担当課長
伊藤災害対策担当課長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

ただいまより、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、報告事項、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

なお、本日、木村委員はご欠席されるとご連絡をいただいておりますので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

本日の予定に入ります前に、昨日に審査しました、令和6年陳情第37号、南品川5丁目のマンション建設に関する陳情について、のだて委員の質問に対する答弁のうち、駐車場の附置義務に関する発言について訂正があるとのことですので、理事者よりご発言願います。

○森建築課長

昨日、のだて委員から駐車場の附置義務についてご質問をいただきました。その際、延べ面積1,500平方メートル以下なので適用がないとお答えいたしましたが、精査したところ、用途地域が商業地域、近隣商業地域ではない第一種住居地域の共同住宅でしたので、東京都駐車場条例の適用がないでございました。おわびして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

1 報告事項

(1) 第35回東京都道路整備事業推進大会について

○塚本委員長

それでは、本日の予定に入ります。

予定表1、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)第35回東京都道路整備事業推進大会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高梨都市計画課長

私からは、第35回東京都道路整備事業推進大会について報告をさせていただきます。資料はA4判1枚ものをご覧ください。

東京都道路整備事業推進大会は、通称道路大会と呼ばれておりますが、本年度も昨年度同様の内容で開催をいたします。

1、開催日は令和6年10月22日、午後1時からでございます。

2、会場は例年どおり、砂防会館の別館1階となっております。

3、開催の目的でございますが、広域化する交通混雑の緩和や安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備などの推進を図ることを目的としてございます。

4、主催及び後援につきましては、資料記載のとおりでございます。

5、参加規模につきましては、各区市町村等より約800名が参加する見込みということでございます。品川区からは10名の参加を予定しておりまして、当委員会からは正副委員長ならびに澤田委員にご参加いただく予定となっております。

当日は、午後1時の開会に向けて、車で正午頃出発する予定としておりますが、詳細の出発時間等につきましては、改めて出席する各委員に直接ご説明をこの後させていただきたいと考えてございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 令和6年11月都営住宅入居者募集について

○塚本委員長

次に、(2)令和6年11月都営住宅入居者募集についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、私からは、令和6年11月都営住宅入居者募集についてご報告をさせていただきます。恐れ入ります。資料をご覧ください。

1、募集内容でございますが、家族向け、単身者向け、居室内で病死があった等の住宅の募集となります。

2、申込用紙の配布期間については、令和6年11月1日から12日まで、配布場所は住宅課の窓口をはじめ、記載の各施設でございます。

3、広報の掲載につきましては、11月1日号の広報しながわ、および11月1日号の広報東京都のほか、区のホームページに掲載の予定でございます。その他として、東京都からのプレスの発表については、10月21日を予定しております。現時点でプレスの発表前でございますので、分かる時点の情報のみ掲載とさせていただきます。

最後になりますが、募集の冊子につきましては、11月1日に区議会事務局を通じまして委員の皆様へ配付させていただきます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

いつも聞いておりますが、これまでの応募倍率と実績を伺いたいのと、あと、この間入居された人数も伺いたいと思います。併せて伺いたいと思うのですけれども、以前に都営住宅だったか区営住宅だったかの入居の申込みの期間について、期間というか郵送の関係ですね、消印有効だったのが必着に変わっているというお話で、ちょっと議事録を調べてみたところ、議事録にあったのは2008年だったので、そのときには郵送で消印有効まで受け付けていますということで答弁をされていて、この当時は区営と都営が同じ時期に申込みをされていたみたいなのでは、期間も一緒ですね、同日でやられていたということで、やはり消印有効だった期間があったということで、ぜひこうしたところを、今、郵便もなかなか届きにくくなっているという状況もあるかと思っておりますので、そうしたところで申込みの方が出したのだし、消印有効でも有効になるようにしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○川原住宅課長

何点かご質問をいただきました。まず初めに直近の倍率と、あと、お申込みの住居の戸数についてご報告いたします。直近の令和6年8月のものはまだ都から報告が来てございませんので、令和6年2月以前のものになりますので、ご承知おきいただければと思います。

令和6年2月は、都全体の平均倍率は5.2倍、品川区においては4戸の募集、119名応募をして、倍率が29.8倍でございました。同じく家族向けポイント方式は、令和5年8月、都全体の平均倍率は4.7倍、品川区8戸、87名の応募、倍率は10.9倍。そして、単身者向けに関しましては、令和6年2月が、都全体の平均倍率が34.4倍、品川区が8戸募集、443名応募、倍率が55.4倍。令和5年8月、単身者向け平均倍率が都全体で29.1倍、品川区が9戸、317名応募、倍率が35.2倍。

品川区に関して分かっているものについては以上でございます。

お申込みの2点目にいただきました消印の話、こちらは都営住宅についてということでもよろしかったでしょうか。

○のだて委員

都営と区営。

○川原住宅課長

都営と区営でございます。今、都営で把握ができているのが、過去の直近の令和6年8月のものになるのですが、こちらの直近のものに関しては、やはり申込書の配布期間、例えば8月であれば8月1日から9日までとして、申込みに関してはその1週間後の8月16日の金曜日まで、渋谷の郵便局に届いたものに限り受け付けるという形になっております。都の都営住宅の募集の中身につきましては、私ども各区においては募集のみを依頼を受けている形でございますので、消印有効からこういったものに至った経緯であるとかというところはちょっと確認をしていく必要があるのですが、ご意見として研究をしていくように都にも訴えていきたいと思っております。

一方で、区営に関してもやはり同じでございます。申込みの配布期間は1週間程度を記載いたしまして、その1週間後に申込書の締め切りという形で承っております。前回は申し上げた内容と大体一緒になってしまうのですが、皆様やはり高い倍率でございますので、何回も応募していらっしゃる方が多いということ、そして、申込みの初日に列をなしてお待ちいただいている、それがやはり郵送ではなくて、直接窓口でこれは指定管理者に窓口も対応していただいているのですが丁寧に対応させていただいて、そういった詳しいご説明の期間というのを一定度数設けさせていただいております。到着に関しては、郵送事故等のこともございますので、きちんとこの日に限りという形で早めに設定をさせていただいて、なおかつ申込用紙期間は早めに設定してございますので、それまでの期間、検討していただいて、お出しいただくという形で、区としても同様な形を取らせていただいているところでございます。

○のだて委員

この間の申込みで入居をされた人数、区の入居された人数が分かるというのですが、そこを伺いたいのと、郵送の件では、今、必着で届いたものだということですが、ぜひ東京都にも消印有効に戻していただくように求めていただきたいと思っておりますし、区営住宅でも同様に消印有効にさせていただきたいと、これを求めておきたいと思っております。

やはり今回の応募倍率を見ても、単身は特に55倍ということで倍率が高くなっているということで、都営住宅ですけれども、東京都に増設を求めていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。区営住宅も同様に、ぜひ、やはりニーズが高いと思っておりますので、増設をしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○川原住宅課長

まず、複数のご質問をいただきました1点目、人数の部分に関しますが、こちらについては、東京都

からの結果については人数という書き方は出されておられません。あくまでも募集戸数に対しての申込者数、倍率というところのみにとどまっておりますので、この内容で申し上げをさせていただいたところでございます。恐れ入ります。

そして2点目、都営住宅の増設というところ、3点目にご質問いただいたところでございます。現在は、区内には都営住宅については14団地、3,409戸建設をされているのと、また、同じような低所得者の困窮者向けに対して、区営住宅もございます。区営住宅については13団地、439戸、こういった生活困窮者の方々に提供させていただく物件がある中で、どうしても公的住宅には、国交省からもあるとおり、ストックには限りがあるということで、今後、住宅のセーフティーネット法が改正をされて、民間賃貸住宅の活用というところも発信をしていきたいと思うのですが、国や都からもそういった働きかけが来ているような状況でございます。

一方で、民間住宅、空き家は、今後全国で900万戸に達する勢いで、空き家だけではなく、空き室もやはり管理も必要となってくる部分もございますので、空き家対策というところと居住支援というところも含めて、民間住宅の支援というところも含めて実施をしていきたいと考えてございますので、現時点におきましては、都営住宅の増設というところは特に働きかけの考えはございません。

また、消印有効というところに関しましては、やはり状況として申込みが間に合わないといったような区民の方のお声は近年いただいているところがございますので、引き続き現状にのっとなって行っていきたくはありますが、そういったお声があるということについては研究材料とさせていただきたいと思っております。

○のだて委員

公営住宅のストックには限りがあるというお話でしたけれども、だからこそ今ニーズが高まっている中で、あと、暮らしが物価高のもとで大変になっているということで、よりニーズが高まっていると思いますので、公営住宅の役割をしっかり発揮していく、そういう状況だと思います。空き家の問題は確かにありますので、民間の活用もいいのですけれども、やはり公営住宅の役割、特に福祉的な役割を発揮していただきたい。そのためには増設をしていっていただきたいということで求めておきたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○中塚委員

今日もよろしくお願ひいたします。

初めに、応募倍率の説明がありましたけれども、質問者もいつも聞いていると述べているほど毎回聞いていると思うので、あらかじめ資料に載せていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。実際、そういう質疑が毎回あるから、きっと課長のほうも手元に整理されたものを用意して、東京都の平均だったり、品川での募集戸数だったり、応募人数だったり、そして倍率、それぞれご答弁いただいていると思うのですが、基礎的なデータになりますので、この委員会資料に載せていただいて、中身の議論を進めたほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○川原住宅課長

倍率の記載についてご意見をいただきまして、ありがとうございます。今回こういったご意見もいただきましたので、研究の材料とさせていただいて、また、各区の住宅担当課長会等もございますので、他区の募集の内容の記載方法について等も併せて情報収集と研究をしてみたいと思っております。ありが

とうございます。

○中塚委員

今、他区の募集の内容の記載方法と併せて、とありましたけど、品川区議会の建設委員会で毎回質疑があるわけだから、資料を載せることで実質的な中身の議論にすぐ入れると思いますので、ぜひ記載を改めて求めておきたいと思います。

それと、都営住宅の増設の議論で、ストックがあるという理由で、都営住宅の増設を東京都に求めるのではなくて、別の言い方にすれば、区営住宅は自分たちで造るのではなくて、民間の活用をするという説明がありましたけれども、造るのではなくて民間の活用とする理由は何か、伺いたいと思います。

○川原住宅課長

今ご質問いただきました、増設ではなくて、なぜ民間の活用をするかというところでございますでしょうか。やはり増設という形になりますと、もちろん公的なものでございますので、土地の取得から必要となる。一方で、区としては、もちろんこういった公営住宅、要望があることにも加えて、例えば高齢者であるとか、単身者の住まいというところも重要な視点ではございますけれども、ほかのグループホームであるとか、障害者ホームであるなどの多大な土地を必要としているところで、庁内全体での協議というところも非常に必要となってくると思います。一方で、民間に関しては、現に、例えば大家であるとか、不動産会社から、この空き室の活用というところも要望として直近でいただいているところもございますので、そういった民間の住宅の活用をすることによって、もちろん賃借人の方ではなくて、賃貸人、オーナーの方の支援にもつながる、大きな意味での居住支援という形になるかとは考えてございます。

○中塚委員

増設という形を取ると、土地の取得が必要になる。それはそうだと思います。住宅だけでなく、どちらにしても取得が必要になると、それはそうだと思います。

その次に、庁内での協議が必要になってくるというところのご説明がありましたけれども、これはどういう意味合いなのか、改めて伺いたいと思います。つまり、限られた土地の中で、そこを何の事業に充てるのか優先順位があるのだと。その優先順位を考えたときに、いわゆる公営住宅を造るのは、優先順位が低いという意味合いなのか、そもそも造るという考えがないのか、庁内での協議が難しいというところがどういう意味合いなのか伺いたいと思います。

また、民間住宅の活用のご説明ありましたが、ならば民間住宅の平均家賃とか、間取りとか、都営住宅、区営住宅にならう部屋の大きさでの家賃の設定を品川区は把握されていらっしゃるのか。一言で空き家といっても、私の住まいでいうと、西大井駅前にジェイタワーとコアスターレがありますけど、いつも空いているところもありますけど、家賃は高いですね。そこと区営住宅、都営住宅を比較するというのは、そもそも所得が違うから対象にはならないなどは思うのですが、民間の住宅の活用というのであれば、区営住宅、都営住宅にならう部屋の大きさの家賃というのは、品川区は把握されていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○川原住宅課長

そして、次の質問のまず1点目、庁内の協議が難しいであるとか、優先順位が下であるといったような考えは全くございません。増設というところの、現時点では考えがないというところと、あとは逆に、セーフティーネット法の改正に伴いまして、民間住宅の有効活用というところは、区としての方向性と、あと国や都からのセーフティーネット住宅というところでの活用を受けているところでございますので、

そういった形で実施をしていきたいと考えております。

あとは、家賃の把握というところでは、居住支援協議会等で資料としてお出ししているものもあるのですが、やはり、おっしゃっていただいたように、駅近はきれいなものは高価格帯でありますし、低廉な家賃帯のものも、今なかなか、立ち退き等で古いアパートが建て替えなければいけないといったような形で、数としては減っているという状況にあるというのは、居住支援協議会の委員である不動産の団体からのお声としてもいただいているところでございます。今後、そういった民間の活用というところも、高い家賃設定の住戸を活用というものではなくて、家賃の低廉化という形で予算も住宅課のほうで取っているのですけれども、独り暮らしの、特に単身の高齢者などを対象として、民間の住宅の一部を低廉化するような、家賃の補助ではないですけれども、助成できる仕組みづくりというのを予算でも立てているところでございます。それがセーフティーネット住宅の中でも専用住宅とする形になるので、現在、区内ではゼロ戸なのですけれども、引き続き大家であるとか、不動産団体に働きかけを行っているところでございますので、こういった形でお示しできるような形で、今、動いているところでございます。

○中塚委員

都営住宅の増設の考えについてちょっと聞き切れなかったのですが、庁内の協議がというところで、優先順位が低いのではなく、造る考えがないとおっしゃったのか、よく聞き取れなかったので、もう一度ご答弁ください。

それと、区営住宅、都営住宅にならう家賃を把握しているのかと伺ったところ、団体の声では聞いているというお話はありましたけれども、つまりは戸数とか、家賃の金額とか、そういう実態を数字としては把握されていないということによいのか伺います。

いずれにしても、住民の暮らしの実態を見るならば、私は増設が必要だと思っておりますが、今の説明ですと、とどのつまりは東京都と国がそういう方針だから、もうそういう方針なのですと、そういうことなのですか。これはいただけないなと思うのですけれども、最後にいかがでしょうか。

○川原住宅課長

民間住宅の戸数であるとか、家賃価格帯の設定というのは、過去の居住支援協議会の参考の資料の中で、コンサルのほうに作成をいただいた経緯はあるのですが、ちょっと今手持ちにございませんので、答弁ができない形で申し訳ございませんが、調査に関してはした経緯はございます。

そして、都営住宅の増設ということのご答弁ということでよろしいでしょうか。現時点では、研究の一つとしてさせていただきたいと申し上げさせていただいているところなのですけれども、セーフティーネット法、法律の法改正の趣旨にのっとるというところももちろんございますし、民間ストックの有効活用を図っている、図っていききたいという、住宅施策については総合的に検討をしていく必要があると考えてございますので、もちろん公営住宅も含め、民間住宅も含めて、円滑な入居支援というところでは、引き続き実施していきたいと考えているところでございます。

○中塚委員

ちょっと煮え切らない答弁だなとは思いますが、一言述べますと、昨日も再開発について議論させていただきましたけど、ああいふタワーマンションは造るのに、低廉な家賃の、しかも単身の倍率が5.5倍と求められている住宅については、いろいろ理由をつけて造るための具体的な行動を移さないというのは、住宅施策がゆがんでいると今までも述べさせていただきましたけど、改めて指摘させていただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

今日は都営のものなのですが、区営もちょっと関連して。配布場所なのですが、この考え方というところをまず教えてください。対象がいろいろ、何向けとかあって、全世代だからというところだったのですが、この配布場所になっているということを教えてください。

○川原住宅課長

配布場所についての考え方というご質問であったかと思います。窓口においては、もちろん住宅課をはじめとして、区民の方がよく行っていただける公的な施設というところで、地域センターであるとか、文化センター、サービスコーナー、あとはこちらが都営住宅募集管理、宅建に管理をお願いしているところがございますので、この宅建の中延の事務所のほうでも配布をさせていただいているというところがございます。

○つる委員

あと、申込みされる世代、ある程度分かりますか。何%とか。

○川原住宅課長

申し訳ございません。世代については、特に数値化したデータというのは都からの情報提供等もないので区でも把握はしてございませんが、ただ、窓口にいらっしゃる、窓口配布をさせていただいている区民の皆様のご年齢層に関しては、やはり高齢の方が多いと認識してございます。

○つる委員

今の答弁を伺うと、例えば、今あるのかもしれないですけど、シルバーセンターは配布場所になっていないのですかね。配布場所になっていないという理由も含めて教えてください。

○川原住宅課長

シルバーセンターは現在、委員ご指摘のとおり、場所としては設置をしてございませんので、今後、募集冊子、これから何部の配布というところが都から情報提供があるところなので、今後の配布状況、いつも残数の確認等も各施設でしてございます。そういったシルバーセンターの設置等も研究してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○つる委員

前回の別のときに、冊子が残っちゃうとか、紙の問題とか、そういう視点でもちょっと確認させていただいたのですが、あとは今ご答弁いただいたような形で、比較的私たちもご相談いただく場合って高齢世代の方が多いかなという認識はあるのですが、そう考えたら、比較的そういう世代の対象の施設であるシルバーセンターを配布場所として置くというのは、一定の効果というか、当然、先ほど質疑があった倍率の課題がどうしてもついて回ってしまうのですが、本当にその情報が欲しいという方の、よりターゲットを絞った配布場所にはなるのかなと思うので、当然、対象は全世代なのですが、その辺りもぜひ都営、それから区営についても、同じような配布場所だと思うので、ぜひ検討いただきたいなと思います。

それから、都営についてはネットで申込みができるようになってという話は先日も教えていただいたのですが、先ほど消印の話とかあったのですが、オンラインだと日にちは同じでも、都営についてはですけど、11時59分までに、申込みをすれば完了であるし、郵便だと、先ほどなかなか届かないという質疑もありましたけれども、必着なのですよ。そうすると、そんな遅い時間に担当のところ

に届くというのは、仕事のにも多分ないと考えると、区営については今のところは紙媒体というか、オンラインではないのだと思うのですよね。そこら辺の考え方が切りがないとは思いますが、公平となると、オンライン使える、使えないって、都営については都で考えてもらうことなのだと思いますけれども、区も例えば今後オンラインとかというふうには、それは戸数と、それからそこにシステムでかけるお金という費用対の部分で当然出てくるのですが、この辺についてはいろんな観点、角度で考えていただくという余地はあるのかなと若干思いました。オンラインの方と郵送でやる人とは時間差があると、これは受験なんかも多分そうだと思うのです。受験だけに限らずですけど。なので、ちょっとその辺はいろんな観点で考えていただきたいなと思います。

それから、あと、ちょっと関連してなのですが、住まいというのはやはり福祉の基盤なのですよね。住まいがあって、やはり生保もあたりとか、いろんな福祉行政サービスが入っていくという部分では、住宅施策と福祉施策がしっかりと連携して住まいの確保をしていくということは重要なことであるわけですが、一方で公営となると、これは都であれば都民の皆さんの税金、区営であれば、区民住宅も含めてですけど、区民の皆さんの税金を使って、それをどう考えていくかということになるわけですが、区営で直近で造っていただいたのが、多分平塚橋が直近なのですかね。区営部分だけで、あれ、建築費用って幾らかかりましたか。

すいません。都営住宅の入居者募集についてなので、関連の関連ぐらゐの質問内容なので。それを考えると、当然その維持管理とか、ストック、そういう経費とか、税金でみんなできて共有して、住まいの公営としての確保ということよりも、2030年が一つのピークになるわけですが、住宅の戸数だったり、空き家の戸数だったりはずっと上がっていくわけ。そこを一つの、30年を境にして、今後は世帯数も減っていくようになってきて、そうすると、やっぱり住宅施策って考えると、空き家の対策というのはまさに住宅課で担っていただいていることから考えると、なかなかその活用って、どうしても品川区では進んでいないわけですが、ただ、大家だとか、不動産業界の方も含めて、ストックをどうしていくかというのはずっとあるわけですね。昨日の条例も含めてですけど。そう考えたときには、建築費用とか、維持管理とかで税金をそっちで使っていくというのと、ソフトというか、部分で、言い方はいろいろあると思うのですが、手当だとか、補助だとか、そういう形で支援していく、住まいの確保をどうやっていくかということのほうが、今後はいろんな形で、大家もそうだし、不動産業界もそうだし、地域もそうだし、衛生面もそうだし、もちろん一番大事な住まいを確保したいという安心のですね、これは社協だとかも含めて福祉もそうなのですが、やっぱり住宅部門と福祉部門でしっかりと連携をして、品川区として住まいの確保をどう本当に強化させていくのかというのは、公営だけに限らず、公営的な住まいの支援策というのはすごく大事なのかなと思うのですよね。だから、どうしても高齢者などは高齢者地域支援課とか、これはずっと、さんざんいろんな質疑であるわけですが、やっぱりどこかが軸足となって、ソフト対策とか、民間のストックの活用だとか、空き家をどういうふうになんかに生かしていくのかというようなことで、やっぱりやっていく必要があるのかなと。これだけ倍率が高いわけですよね。だから、そこは非常に悩ましい部分があるのですが、しっかりと住宅課が軸となってやっていただくというのは大事かなと。入居者募集なので特に答弁はあれですけど、その部分は国でもそういう大きな議論もあるわけですが、しっかりと区も、ある意味で先駆的にいろんな施策をやっていくので、この福祉の施策にとっても非常に大事なスタートラインである住まいの確保、安心できるですね、ここについては住宅課がきちっと軸足となって福祉のほうにも連携声かけの、そうした施策の展開をぜひお願いしたいなと思います。これは要望で、終わります。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和5年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価について

○塚本委員長

次に、(3)令和5年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○川原住宅課長

それでは、私からは令和5年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価についてをご報告をさせていただきます。恐れ入ります。総括シートと書かれた令和5年度のA4判の資料をご覧くださいければと思います。

初めに1ページ目、指定管理者、株式会社品川宅建管理センターの総括シートについてでございます。

施設名称と施設の目的については記載のとおりでございますが、区営住宅については、住宅に困窮する低所得者へ公営住宅を供給することとして、13団地、439戸を管理しており、区民住宅については、中堅所得ファミリー層の定住化を図ることとして、ファミリーユ西五反田西館と東館を除く区民住宅6団地、243戸、合計682戸の管理を行っていただいております。

指定管理業務の概要につきましては、入退居の管理、建物の保全・修繕などがございます。

資料中ほどの管理運営実績に関する統計情報の欄をご覧くださいければと思います。区営住宅および区民住宅の収納率については、令和5年度で99.89%、こちらが区営、および99.27%、こちらは区民住宅となっております、例年と同様に高い収納率となっております。

次の事業収支の金額については、こちらの記載のとおりでございます。収入として、管理運営委託料2億4,320万円余に対して、支出合計が2億4,238万円余となっております。

続きまして、2ページ目をご覧くださいければと思います。こちらの総括の欄の2点目にも記載をしておりますが、区と定期的な打合せを実施し、効果的な納付促進を行った結果、高い収納率を維持していただいているような状況でございます。

一方で、改善が必要とされた改善事項としては、こちらの欄の記載のとおりとなっておりますが、特に区営住宅については、先ほども少しお話をいただきましたが、低所得者や困窮者が多いことから、滞納整理については法的措置に至るケースはなく、少額の分割納付等により納付促進を図っていただいているところでございます。

次に、中ほどの「評価の視点」別のコメントの欄におきましては、3番目のところをご覧くださいますと、サービス向上の視点におきましては、特に区営住宅については、高齢者世帯の割合が高くなっていることもありまして、入居者の速やかな把握に努めていただいているところでございます。また、4番目の業務の適正執行の視点の3点目にございます。施設の維持管理につきましては、区営住宅、区民住宅ともに、定期的に建物の修繕必要箇所を巡回でチェックをしていただき、区と密に連携を取りながら修繕を行っております。

最後に3ページ目のところをご覧ください。区政運営会議における評価の結果については、入居者から得た意見等について、区や関係団体と連携しながら適切な対応を行うこと、また、滞納使用料など、徴収が困難なケースについては、区と連携し、収納率の維持向上に努めることとなっております。

品川宅建管理センター分については以上でございます。

続きまして、資料4ページ目の説明でございます。指定管理者、株式会社東急コミュニティーの総括シートについてご説明をいたします。

こちらについては、区民住宅のうちファミリーユ西五反田西館、こちらが98戸、東館、400戸、合計498戸の管理を行う指定管理者でございます。

目的および指定管理業務については、品川宅建管理センターと同様に、入退去の管理、建物の保全・修繕などを行っております。

資料中ほどの管理運営実績に関する統計情報の欄をご覧ください。使用料の収納率については、西館で99.58%、東館で99.51%となっており、前年同様に高い収納率となっております。引き続き、使用料を滞納している入居者への対応などを適切に行いまして、収納率の向上に努めてまいります。

次の一番下の欄、事業収支の金額については、記載のとおりでございます。

次に、5ページ目をご覧ください。総括および改善事項としては、主に滞納者への滞納の点と建物が20年経過したことによる経年劣化が見受けられる点におきまして、計画的な修繕の必要性が挙げられております。

資料中ほどの「評価の視点」別のコメントにつきましては、防災センターに管理人等が常駐している利点を活かした入居者との良好な関係を築いていただいております。

次に3番目、一番下の欄のサービス向上および業務改善の視点の4点目のところがございますように、東急コミュニティーの社内の組織改正によりまして、統括責任者以下の3名が同じファミリーユ西五反田がある防災センターに配置されたことによりまして、より円滑で迅速な入居者対応が構築されているところでございます。

最後になりますが、6ページ目にお進みください。区政運営会議における評価の結果については、引き続き入居者とのコミュニケーションを積極的に図ることによって意見、要望を的確に把握するように努めること、また、滞納使用料については早期の対応を心がけ、収納率の維持向上に努めることとなっております。

○中西環境課長

それでは、私からは環境課所管施設であります品川区立環境学習交流施設、エコルとごしの指定管理者によりまして管理に対するモニタリング評価についてご報告をいたします。引き続き、総括シートをご覧ください。

まず、施設名称でございます。品川区立環境学習交流施設、こちらは令和4年5月にオープンしてございます。指定管理者はアクティオ株式会社でございます。施設所管課は環境課となっております。

次に、設置目的でございますが、品川区立環境学習交流施設条例の第1条におきまして、区民および事業者が環境の保全について関心や理解を深め、主体的に環境保全活動を実施することを推進するとともに、地域交流の促進を図ることを目的とすると規定されているものでございます。

次に、指定管理業務の概要でございますが、同条例第15条に定めるとおりでございます。環境施設の運営、環境講座等の企画運営など、こちらに記載のとおり4項目となっております。

中段に移りまして、管理運営の実績に関する統計情報の概要でございますが、まず利用者数でございます。令和4年度に引き続きまして、令和5年度も20万人を超える皆様にお越しいただいたという実

績になってございます。それから、講座参加者数でございますが、令和4年度に比べまして令和5年度は講座数を19講座増加させたこともありまして、約2,000名の増員となったところでございます。貸室の利用につきましては、エコルとごし内の地域交流室、多目的スペースを貸室としてご利用いただいておりますが、令和5年度は稼働率が10%ほど下がったといった状況でございます。

次に下段、管理運営実績に関する事業収支の概要でございますが、令和5年度は1億6,000万円余の委託料となっております。こちらは令和4年度より約4,000万円の増額となっておりますが、こちらの内訳といたしましては、まず人件費分といたしまして、広報担当、事業担当をそれぞれ1名ずつ増員したといったもの、事業の運営に関しましては、先ほど申し上げましたとおり講座数を19講座増加させたことに伴います事業費の増、それからイベント、講座等のプレス等を拡充したといったところ、ホームページのメンテナンス等も行ったという広報業務の拡大といったところでの増となっているところでございます。

ページをおめくりいただきまして、総括（積極的に評価した事項、改善が必要な事項）についてでございます。積極的に評価した事項でございますが、環境講座やイベントにつきまして、区民の皆様身近なテーマを精選いたしまして実施したというところ、それから東急電鉄にもご協力をいただきまして広報活動などを積極的に行ったことによりまして、2年目においても多くの方にご来館いただいたという実績、学生や企業と連携した講座やイベントを積極的に実施している点、施設面では令和4年度を上回るエネルギー削減率を達成しているといったところを挙げてございます。一方、改善が必要な事項でございますが、ボランティアの活用につきまして、学生ボランティアの卒業ですとか学業への専念に伴う脱退、シニアボランティアの引退といったものが多く出てございまして、ボランティア人数の減少が1点挙げられます。それから貸室の利用の実績につきましても、実績が伸びていないといったことで記載をしておるものでございます。

次に中段、改善が必要とされた原因の分析および対応方針につきましては、昨年度も課題でありました職員の業務量の増加に関しましては、先ほど事業収支のところでも申し上げましたとおり2名の職員を増員いたしまして改善傾向にあるところでございます。また、ボランティアに関しましては、シニアボランティアの増員策を現在検討してございまして、あわせて、イベントや講座等で様々ボランティアをいただいている学生、高校や大学の学生ボランティアの方の拡充を図りまして、ボランティア人数の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。それから、貸室の稼働率の向上に向けましても、現在ホームページ等も活用しまして利用啓発を行ってまいります。

次に資料下段、「評価の視点」別のコメントでございます。初めに、1の区民満足度の視点でございますが、施設内に設置しております来館者の声、事業ごとに実施しておりますアンケートにおきまして、来館者の皆様の期待感ですとか満足度が高く得られていると認識しているところでございます。あわせて、インスタグラムですとかX等のインターネット上の口コミなどでも好評なご意見等を多々頂戴しております。そういった中で、次のページの最後の丸でございますが、エコルとごしには施設開館当初からごみ箱を設置していませんが、ごみ箱を設置してほしいといった要望を多々いただいております。ごみをご自宅に持ち帰っていただくといったことも一つ環境啓発になるといった思いでお話をさせていただきまして、エコルとごしでの過ごし方が定着してきているのかなといったところで、最近ではごみ箱を設置してほしいといったご要望は減ってきている状況でございます。

次にその次、2の予算執行上の視点でございます。開催イベント、講座数の増加、内容の充実などを図っているところでございますが、企業様のご協力ですとか、エコルとごし職員の内製開催などにより

まして、経費の圧縮等を図ったところでございます。また、広報につきましても、積極的に発信を進める中で近隣商店街や東急電鉄との関係構築がかなり密になってまいりまして、無料で掲載していただいたり、経費を抑えながら広く広報活動を行うことができたといったところでございます。

次に、3番のサービス向上および業務改善の視点についてでございますが、初年度以上に多様な環境課題を身近なテーマで楽しく学べるよう創意工夫した環境学習講座、エコルフェスをはじめとしたイベントを実施しておりまして、来館者が減少することなく多くの方に来館をいただいているといった状況になってございます。また、下から3番目のところでございます。外国人利用者の方へのサービス向上のために、外国語対応のスタッフも配置させていただいております。小学校や中学校の社会科見学としても現在も広く認知されてございますので、それぞれの目的に合った案内プログラムを構築いたしまして、社会科見学等に対応できるプログラムの充実を図ったところでございます。それから、昨年度はスターバックス社とも連携をしまして、スターバックス社で不要になった椅子等をアップサイクル事業といった形で行ったこと、紙製人工芝の導入などといったことはマスコミ等にも取り上げられまして、品川区とエコルとごしの環境への取組は大きく露出するところにつながったものでございます。

最後に、4番の組織の管理体制および業務の適正執行の視点でございますが、指定管理者等は月に1回の定例の会議を開催してございます。こちらには環境課長の私も同席しておりますし、アクティオ株式会社からも、エコルとごしの職員だけではなくて本社の執行役員の方にもご同席をいただきまして、お互いの課題であるとか区のこれからの方向性などを共有しながら進めているところでございます。それから、業務の適正化の点でございますが、エコルとごしでも独自に国際水教育のプログラムを受講したりですとか、スタッフの接遇レベルの維持向上、荏原消防署戸越出張所の協力の下に防災訓練等も定期的に開催いたしまして、防災安全対策の取組につきましても区の方針と共有しながら取組を進めているところでございます。

最後、区政運営会議の評価結果でございますが、引き続きアンケート等により利用者の意見を収集しまして、講座、イベントの内容に反映をして利用者満足度の向上に努めること、それから、ボランティアに関しましては、シニアボランティアの増員策など人員の確保に努めることとしてございます。

まとめになります。以上の取組によりまして、引き続き高い来館者数や施設満足度を維持しながら、指定管理者と連携しながら、区内外に発信できる環境学習交流施設として充実に努めてまいります。

○山下交通安全担当課長

私からは、令和5年度区営自転車等駐車場における指定管理者による管理に対するモニタリング評価の結果についてご報告させていただきます。

施設名称が品川区営自転車等駐車場となっている資料をご覧くださいと思います。指定管理者はNCD株式会社となりまして、区営の自転車等駐車場の23か所について指定管理による管理を行っております。

設置目的、指定管理業務の概要、令和3年度から令和5年度にかけましての管理運営実績に関する統計情報および事業収支の概要につきましては、資料のとおりでございますけれども、自転車、バイクともに当日の利用件数、利用率は増加傾向を示しているところでございます。

令和5年度の総括でございますが、積極的に評価した事項のサービス向上についてでございますけれども、本年7月から実施している短時間無料設定の導入に向けた協議、検討を区と綿密に行ってきたほか、キャッシュレス決済の利用率向上に向け、現地の掲示を強化するなどして利用促進を図ってまいりました。また、下段のほうにございますけれども、業務改善の取組についてでございますが、大森駅の

地下機械式駐輪場におきまして、前籠の大きい自転車なども利用できるように改修を行い、定期利用の利用率向上に向けた環境づくりにも努めてまいりました。

続いて、次のページをご覧ください。一方、改善が必要な事項につきましては、定期利用者数の増加の伸びが限定的であることから、定期利用と当日利用の適切な配備バランスの調整が求められるところでございます。

改善が必要とされた原因の分析および対応方針につきましてはですが、当日利用が満車の場合は定期利用スペースを有効活用するなど、配置バランスを引き続き柔軟に調整いたしまして、施設の有効活用、利用者の満足度の向上を図ってまいりたいと考えております。

「評価の視点」別のコメントの主なものといたしましては、1の区民満足の視点では、昨年度から開始しておりますキャッシュレス決済、区営自転車等駐車場の当日利用の空き状況をパソコンまたはスマートフォンからリアルタイムで確認できるウェブサービスを提供しているのですが、そういった利便性の向上につきまして寄与しているところでございます。

2の予算執行の視点ですが、限られた委託料の中で24時間365日対応しているほか、専用の管理システムの運用によって適切に管理を行っており、財務上においても効果的に運営されていることを確認しております。

3のサービス向上および業務改善の視点でございますが、先ほども説明いたしましたが、当日利用が満車となっている場合に当日利用のお客様が来た場合、定期利用エリアの空きがあるスペースを利用して、そちらに適宜案内するなどして柔軟な対応を行っているほか、自転車の出し入れ等、やはり高齢者ですとかお子さんがいらっしゃる方で補助を要する方には積極的にお手伝いするなど、親切丁寧な対応に努めてまいりました。また、アンケートの実施に関しましては、従来の紙によるアンケートに加えまして、QRコードを活用したウェブアンケートを実施するなど幅広い世代からの意見を取り入れるなど、業務の改善を行っております。

次に、4の組織管理体制および業務の適正執行の視点でございますが、毎月、各駐輪場におきまして上長による会議を開催して管理運営面や接遇面の問題点を共有する体制を構築しているほか、利用者の要望や機器の故障等にも常時対応できる体制を整えているところでございます。

最後に、区政運営会議における評価結果といたしまして、引き続き幅広い世代からの意見、要望を取り入れながら、利用者の利便性維持・向上に努めることとの評価でございました。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○のだて委員

まず、それぞれの指定管理のところで、労務関係のチェックをぜひやっていただきたいと思います。昨年聞いたところ、5年に一度の契約のときにはやっているというお話だったのですが、その後は適宜やっているということで、この労務関係のチェックは常にやるべきではないかと思います。こうしたモニタリングの機会を利用しながらやっていくということが必要だと思うのですが、いかがでしょうかというのと、それぞれの労務関係の状況を伺いたいと思います。

○川原住宅課長

労務管理について伺いました。まず、区営住宅、区民住宅の株式会社品川宅建管理センターと、あと区民住宅の一部の東急コミュニティーの労務状況についてご報告を申し上げます。

労務管理の状況につきましては、社会保険労務士からの報告書に基づいて、都度、区の職員および私も目を通させていただいております。令和5年度分については現在、所管の企画課のほうで書類の精査中というところで、結果の書式を待っているところでございます。今年度についても、実施した内容については鋭意確認をさせていただくところでございます。社会保険労務士の労務チェックの報告書によりますと、東急コミュニティーについては特に大きな法令違反にする問題はないというところと、同じく株式会社品川宅建管理センターについても改善を必要とする大きな法令違反はないという報告を受けております。細かな視点、指摘事項があったものについては、継続して月1回の各社との定例会で確認を取らせていただくなど努めているところでございます。

○中西環境課長

アクティオ株式会社についての労務管理のチェックでございます。昨年度もご答弁申し上げたとおり、随時確認をしているといったところ、それから今、住宅課長が答弁申し上げましたが、社会保険労務士による労働環境のチェックが指定管理3年目のタイミングで行われるものでございますので、エコルとごしも今年度実施していくという状況でございます。

○山下交通安全担当課長

労務の関係でございますけれども、年に1回、計画書を提出していただきまして、各駐輪場の管理者のシフトの体制ですとか、年間にかかる人件費の細かいところまで提出いただくなどして管理チェックをしているところでございます。なお、人件費につきましては、一般管理費のおおむね約6割というところで把握をしているところでございます。また、その他の法令違反等につきましては、特に報告は上がっておりませんが、引き続きそういった労務のチェックは担当者を通じて、私の目においても管理体制チェックをしていくことを続けていきたいと思っております。

○のだて委員

まず、住宅のところは昨年、令和5年度にやられたということですかね。その中で法令違反はないということでしたけれども、株式会社品川宅建管理センターのほうは大きな違反はなかったということは小さな違反はあったのかなと思ったのですが、あったのかどうか確認させていただきたいのと、これは全てに通じますが、法令違反がなくても、賃金はもちろん長時間労働ですとかそうしたところを含めてしっかり労働者の方が働き続けられるような労働環境をつくっていくことが必要だと思いますので、そのためにも、毎年この労務関係をチェックしていくことをお願いしたいと思っております。

取りあえずさっきの質問のご答弁をいただければと思います。

○川原住宅課長

株式会社品川宅建管理センターに関しても、法令違反があるレベルに達しているという事例はございませんでした。一部、提出期限漏れの書類の提出があったところの指摘があったところが減点となつてございましたので、特に大きな法令違反等はございません。

○のだて委員

分かりました。もちろん法令違反があつては困りますので、そうしたことがないように、しっかりチェックをしていただきたいと思います。

それで、エコルとごしのところでは、昨年に続き労働環境の課題があつたということで、このシートの中にも職員の勤務量の増加により2名の増員をしたと書かれておりました。私も実際、この開館時間は長いなというのは確かに思っていました。夜9時までやっていますので、そうした中で大変だろうとは思っていたのですが、実際、どういう状況だったのかというところを伺いたいと思います。あわせて、

ボランティアの方がいらっしゃるということで、今何人いらっしゃるのか、シニアボランティア、学生ボランティアなどがいらっしゃるということなので、その内訳も分かれば伺いたいと思います。

○中西環境課長

職員の勤務状況のところでございます。昨年度もこのモニタリングでご報告した際に、当初、このエコルとごしの来館者想定が3万人で人員体制を組んでいた中で20万人を超えたといったところで、このモニタリングの結果の区政運営会議の評価の中でも人員体制についてといった評価をさせていただいたと。それに基づきまして、今回2名の増員をしたところになります。職員からも、2名増えたことで体制が回りやすくなったといったお話は聞いているところでございます。

それから、ボランティアでございます。現状が、すみません、内訳が今手元にございませませんが、全体で19名のボランティアの方にご登録をいただきまして、例えば、エコルとごしの森の探検ツアーですとか、講座ですとか、あとはエコルフェスのイベント等で従事をいただいているといった状況でございます。

○のだて委員

来館者が多かったということで2名の増員ということですが、当初の3万人から20万人と見ると約7倍の方が来ているという中で、2名の増員だけで大丈夫なのかなと思うのですが、いかがでしょうかというのと、ボランティアの方は19名ということで、職員の方が大変な中でボランティアの方も支援をされていて、ボランティアの人も大変な状況になっているのではないかと思います。そうしたボランティアの方の労働環境はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○中西環境課長

増員分で足りるかといったところでございますが、現状ではこの2名の増員で体制が整っていると聞いてございます。先ほど申し上げましたとおり、毎月の定例会議等で本社の人間、エコルとごしの職員と会話を続けておりますので、その中で体制が組めることに関してはこちらでも対応してまいりたいと考えてございます。

それから、ボランティアの勤務状況というところですが、ボランティアの方はスポット的にこのイベントでの対応といった形で入っていただいております。そういった中で、こういった講座に対して対応できるかといったことにお声かけをさせていただいて、できる方に入っていただいているといった形でございます。私が聞いた中では、ある意味お子様とのイベントに関わることがすごく生きがいに感じているといった方もいらっしゃるという状況でございます。

○のだて委員

状況としては、体制としては整っていると聞いているというお話でしたけれども、ほかのところでも退職者が出たということで、シートにも書いてありましたが、この要因、労働環境に起因するものなのかどうかということも伺いたいと思います。それとあわせて、昨年度、令和5年度の講座はどういったものをやられてきたのか。参加者が増えているということで開催数なども増えているのかもしれませんが、その講座の内容を伺いたいのと、このエコルとごしはNearlly ZEB（ニアリーゼブ）を取得しているということで、シートにもエネルギー削減率が98.5%と書かれておりますけれども、昨年を上回ったということで、その実績をもう少し詳しく伺えたらと思います。いかがでしょうか。

○中西環境課長

こちらに書かせていただいた退職者でございますが、ちょっとプライベートな内容にはなりますが、家庭の都合と聞いているところでございます。少なくとも理由としては労働環境によるものではないと

認識してございます。

それから、講座の内容でございます。69講座ございますので、かいつまんでご説明をさせていただきますと、様々なジャンルを設けてございます。例えば木材利用といったジャンルですと、間伐材を使って皆さんでキーホルダーを作ってみようといったものですか、ブルーカーボン、海の関係で海の環境の映画上映会をやったりですか、ミニ講座でコンポスト講座をやったりですか、あとは、今年度でいきますと生物多様性といったところで、自然の音のワークショップで音の仕組みですとか自然の中の音を集めるといった講座をやったりですか、落ち葉観察ということでエコルの自然探検隊といった講座等を行っている状況でございます。

それから、3点目がエネルギー削減率の98.5%といったところで、具体的なお話ですが、基本的にはエコルとごしは地中熱も入ってございますので、足元が少し冷たくなるような状況でございます。なので、例えば5月、6月の時点では空調をそんなにかけずに地中熱の冷えた空気で足元が涼しくなる、空調を使わなくても快適な環境が保てるといったところで、こういった削減率になっていると認識してございます。

○のだて委員

退職者のところは家庭の都合ということで、家庭の都合といってもいろいろありそうですけれども、労働環境がしっかり働きやすい環境になるように、このエコルとごしのほうでもしていただきたいと思えます。

それと、ZEBのところは空調のところでは減らしてきたということですが、やはり今後の環境問題を考えたときに、こうした施設を増やしていくことが必要だと思いますので、そうしたところを区内のほかの施設でも実現していくということで、環境課としてもその重要性を訴えていただいて、ぜひ広げていっていただきたいと思えます。もし何かあれば答弁いただければと思えます。

それと、講座のところでは様々な講座をやられているということで、広く区民の方が環境問題を考える場になっているのかなと思うのですが、私が一番関心があるのは地球温暖化のところ、先ほどもお話ししましたが、やはり今、気候危機と言われるほど大変深刻な状況になっているということで、区民としてもそれに力をお貸しいただくということも必要ですが、そもそも国の姿勢が後ろ向きになっているということで、石炭火力発電を造設していくですとか、そうしたことも含めてやっているという中で、原発がある中で再エネ利用も抑制されているということも知らせて大本から変えていこうという講座も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○中西環境課長

まず、ZEBのところでございます。環境課としてはぜひこういった施設は増やしていきたいと思っております。区としても、新改築をする場合にはZEB認証を1つ目指すといった形になってございますので、引き続き施設整備課、それから学校施設担当とも連携しながら進めてまいりたいと考えてございます。

それから、講座のところ、いわゆる地球温暖化といったお話でございます。今年度も夏の時期、エコルとごしも今年度避暑シェルターになりましたので、そういった中でコミュニティラウンジにあるボードのところで、熱中症の対策、地球温暖化の啓発のパネル展示をしたところもでございます。それから、今年度も講座で、こちらは日本航空の操縦士の方を講師にお招きしまして、空を皆さんで勉強してもらい、空から見える風景とかを勉強してもらいながら、地球温暖化、地球環境の変化、それから二酸化炭素の排出削減といったものもテーマに講演をいただいたということも進めてございますので、今委

員おっしゃられたように、地球温暖化に関しても講座等を設けてございます。引き続き進めてまいりたいと考えてございます。

○のだて委員

地球温暖化の講座はしているということで、それはもちろんやっていただきたいと思うのですが、やはり日本が世界から立ち後れた状況にあるということもお知らせいただいて、日本もCO₂の排出が世界でも5位というところですから、そこを改善していかないとこの気候危機も改善していけないということになると思いますので、そうしたことも含めて講座をやっていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それで、住宅のほうに移りまして、これは区営・区民住宅どちらもですけれども、滞納者1件当たりの対応件数が今増加しているという中で、実際の滞納者の方は何人いらっしゃるのか伺います。この間、入居までの日数が結構かかっているということで、80日、90日以上、区民住宅では95日という状況になっておりますので、そうすると3か月かかるというところで、やはりこれはできるだけ早く入居できるようにしていただきたいと思うのですが、区としてこの対策など考えているところがあれば伺いたいと思います。

○川原住宅課長

まず、2点ご質問いただきました。1点目の滞納者の人数というところでは、毎月滞納者リストで確認をさせていただいているところでございます。細かな人数は、すみません、今探しているところではございますが、ここの総括シートに書かれているあつ旋から入居までの平均日数と、その滞納者の滞納整理はリンクしておりませんで、ここに書かれているあつ旋というのが申込み、応募をして決定した、あなたが入居ですよというのが決まった日からその方が実際に入居するまでの平均日数でございます。実はここのところは年々大きな差異はなくて、入居の際には90日を目標に入居してくださいという形で申し上げてはいるのですが、年々日が少し前後するところがあるものに関しては、例えば1人の方が3か月大幅に超過して最大では6か月、本来は3か月以内に住むことを依頼はしているところ、例えば、敷金のお支払いが滞ったりであるとか、何らかの本人確認の書類が提出までの期限を非常に長く要してしまったといった理由で1人の方が長いことがあると、平均の日数が伸びてしまうといった形でございます。なので、特に東急コミュニティーの令和5年度のところに関しては95日とちょっと長くなっているのが、ここでお一人、6か月を超過して入居まで時間がかかった方がいたというのが事例としてあったところでございます。

滞納整理につきましては、都度、新規で発生した、例えば口座の引き落としができなかった方については、督促状を発付したタイミングでどちらも、東急コミュニティーに関しても、株式会社品川宅建管理センターについても、到着時期を見計らって電話での催告をして早期の解決を心がけているところでございます。

すみません、人数の細かいところは今確認中でございます。失礼いたします。

○塚本委員長

質問を続けていただいていたいいですか。

○のだて委員

そうしたら、人数のほうは後でお答えいただきたいと思います。

あつ旋の平均日数が伸びているのは1人の方が長期にかかっているのだというお話でしたけれども、区営住宅のところを見ると、令和3年度は61日ということで短めになっておりますので、そうしたとこ

ろで進めていくというところが、それでも約2か月ですからね。なかなか長期に待っているという気がしますけれども。そうしたところも含めて、滞納者の方も今何人いらっしゃるかわかりませんが、やはりそうした困っている人がいるということだと思いますので、そうしたところをしっかりと把握をしていただいて対応していただきたいと思います。特にこの滞納者のところは福祉関係にもつなげているということですが、ぜひそうした滞納者の大変な状況をつかんでいただけてつなげていただきたいと思いますと思うのですが、実際にどういった形でつなげてきたのかということが分かれば伺いたいと思います。

○川原住宅課長

滞納者の福祉部署への適切なつなぎというところでご質問をいただきました。主に区民住宅はそういったケースは少ないのですが、区営住宅においてはもともと困窮者、低所得者の方がお住まいになれる住宅でございますので、そもそもの家賃の使用料といっても非常に低廉なのですが、その中でも、例えば年金の月額がかなり限られている中で、その低廉の家賃ですらも払えないといったご相談がある際には、やはり高齢者の方であったりするのですが、生活保護といった制度そのものをご存じない、今まで使われていない方もいらっしゃいますので、まずはその制度があるということからご紹介、ご説明を丁寧にさせていただいた上で、ご本人の必要とご要望に応じて生活福祉課に紹介をする、まずはその方が保護を受ける前であれば相談係のほうに引き継ぐといったケースは実際にございます。そのような形で電話もしくは指定管理者による訪問等で、丁寧にその方のご意見等を酌み取りながら適切なお案内をしているといった状況でございます。

○のだて委員

生活保護のほうもつないでいただいているということで、ほかにも保険料ですとか税金ですとか滞納している可能性もありますので、そうしたところもしっかりと福祉関係にもつなげていただけて、暮らしていけるように支援していただきたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○横山委員

ご説明ありがとうございました。一つ一つ確認をさせていただけたらと思っています。

まず、ファミリーユのところですけれども、計画的、効率的な修繕や設備更新等を行っていくことで工事費用の増加を引き続き抑える必要があるということで、修繕や改修計画などの長寿命化計画を定めて、保全ですとか予防ですとか修繕を区としては実施していて、それを引き続き行っていくということだと思うのですが、現在の状況について確認させていただけたらと思っております。

○川原住宅課長

計画修繕についてのご質問でございます。令和5年度に実施したのではなくて今年度実施する予定ということでよろしいでしょうか。

令和6年度も同様に、長寿命化計画、計画修繕に基づいて項目を、まずは指定管理者のほうから出していただいたものを、この課内でも精査をして予算要求をしているところでございます。実際に令和6年度に実施する修繕につきましては、計画修繕としては増圧ポンプ更新でファミリーユ旗の台、同じくファミリーユ旗の台で雨水の排水ポンプであるとかキャッチ弁の更新、ファミリーユ下神明で非常用の発電機、手動用の蓄電器の交換、同じくファミリーユ旗の台・西品川で消防設備の不良箇所の改修工事、複数の区営住宅も含めましてガスの警報器の更新工事、区営住宅については外壁の調査、消火器の更新工事

など区営、区民それぞれ計画修繕として、今年度実施予定ということで上がっているところでございます。あとは、大きく水回りのところも、ここは主に原状回復の際にも関与してくる部分ではあるのですが、手洗いの洗面器の配管の工事、台所の流し台、給水管の更新工事を区営住宅でも予定しているところでございます。

○横山委員

いろいろ計画していただいて進めていただいていると思うのですが、緊急的なものがあつたりしますとそれだけ時間がかかってしまったり、経費のほうもかさんでくるかと思しますので、今また情勢等も様々変わってきていますので、そのときのタイミングで指定管理者と区等で相談していただきながら、また、入居者の方のお声も聞いていただきながら、計画のほうも見直ししたり、必要に応じて進めていただきたいと思いますので、要望させていただきます。

次に、エコルとごしですが、先ほども少し質疑であったのですが、お部屋の稼働率が63.9%から53.6%に下がってしまったということで、区側のホームページを活用して利用の啓発を行って促進していくというお話だったので、こちらの稼働率の低下の原因について、どのように区としては分析されているのかというところを、もし分かりましたら教えていただけたらと思います。

またボランティアのところですが、何人くらい減ってしまったのでしょうか。今のこの時代、無償ボランティアというのはなかなか集めるのが難しいなと私は思っておりまして、資本主義社会の中で、もともとボランティアというのはいろいろ価値を感じてくださって、先ほどのエコルとごしでお仕事されている方であつたりとか、お手伝いいただいている方、お子さんといろいろ触れ合うことに価値を感じてくださっているようなお話もあつたのですが、ボランティアに対してエコルとごしとしてどのように価値を示していらっしゃるのかというところを教えていただけたらと思います。

また、シニアと一言で言ってもいろいろなシニアの方がいらっしゃると思うのですが、今いらっしゃるシニアのボランティアは、例えばどういったペルソナの方がいらっしゃるって、エコルとごしとしてこういう価値を示してということで今後、何か具体的なペルソナ等があるほうが、募集であつたりとか、また、ボランティアを集めていくという視点だけではなくて、育てていくというのではないですが、共に育てていくといいますか、そういった視点も必要になってくるのではないかと、難しい状況ではないかなと考えているところがありまして、その辺りを教えていただけたらと思っております。

あと、高校、大学の学生ボランティアの活用を検討するというところですが、こちらの検討状況も教えてください。

○中西環境課長

まず貸室の関係でございます。一つあるのが周辺の地域の町会ですとか、そういったところがあまりそこまで貸室をご利用されていなかったというのが原因の一つと考えているところでございます。そういった方々にもお使いいただけることをホームページだけでなく、様々な場面で周知を図っていきたいと考えてございます。

それから、ボランティアのもともとの人数、今、手元にないところでございますが、委員がおっしゃったとおりで、ボランティア、シニアボランティアを含めて、どう立てつけていくか、付加価値を見だしていただくかというところを検討しているところでございます。実際今、もともと入っていた方は、先ほどご答弁申し上げた中にもお話をしましたが、お子様と触れ合うことが楽しいと思っただけの方ですとか、あとは災害ボランティアみたいなことをやりたいとって入っていただく方

もいますので、エコルとごしという施設でのボランティアに対してどういう価値を見いだしていただけるか、そういった部分を含めて今後、検討してまいりたいと考えてございます。

あと学生ボランティアは、今エコルフェス等でも青陵高校の方ですとか、都立大崎高校、それから清泉女子大学の方々にもボランティアですとか、それこそブースを出していただいたりといった形で入っていただいております。そういった面で、環境に関してかなりご興味といいますか、意識を持っていらっしゃる学生が今、増えているのかなという認識がございますので、そういった学校の活動の中の延長であったり、プライベートでの活動、そういったものを受け入れられる態勢を組んでいきたいと考えてございます。

○横山委員

それぞれご説明ありがとうございました。

例えばですけれども、シニアのボランティアの場合、シルバー大学と何か連携したり、そういった他課との連携の中で、ボランティアをやってみたいという方とうまくつながっていくみたいなことでしたり、または先ほど災害ボランティアに興味がある方がいらっしゃるということでしたので、災害のところと何か連携していったりみたいなどころで、広く関わっていただける方の窓口を広げつつ体制をつくっていくという形で、ボランティアも様々あるかと思うのですけれども、エコルとごしのボランティアをやることによって、どういった気持ちになって、どういった価値をボランティアの方自身を感じていただけるかというところをぜひ精査していただきながら、導いてといいますか、つくっていただいで、広げていただけたらいいなとは思っております。

また、学生となりますと、シニアの方とは別のアプローチといいますか体制づくりが必要になってくるかと思えます。清泉女子大学の学生さんをアルバイトスタッフにということもあると思うのですけれども、例えばほかの大学であったりとか、そういったところにも少し広げていただいたり、今ご答弁ありましたけれども、学校での活動プラスプライベートでそういった活動にご興味があるような学生であったりとか、インターンではないですけれども、何かいろいろな関わりのポイントを作っていくところを工夫していただきたいなと思っております。

あともう1点、外国語対応のスタッフを配置しているということですが、外国人利用者の方はどこの国の方が多くいらっしゃるのかなと思ひまして、来館者は何語をお話しになられる方がどのくらいいらっしゃるかと、国の傾向とかがもしありましたら教えていただけたらと思ひます。

○中西環境課長

外国語のスタッフに関しましては、1名英語がしゃべれるスタッフがおるという状況でございます。来館者の中でどういった国籍の方がいらっしゃるかということまで、定数的に取れているものがございませんので、ただ、英語がしゃべれるスタッフのほうで対応させていただいているところでございます。

○横山委員

外国の方からもいろいろ注目していただいたり、英語であったり、日本語が分からない方にもいろいろ楽しんでいただけるような施設になっていけるといいと思ひますので、ぜひ引き続き丁寧にご対応をよろしくお願ひいたします。

次に、自転車の部分ですけれども、当日利用と定期利用のバランスというところについて、これまで令和3年度、4年度、5年度の中でどういったバランスで変化してきているのかという、時間の経過とバランスのところを教えていただけたらと思ひます。今後、当日利用を増やしていく方針なのか、

その辺りも教えてください。また、Webのほうで、当日利用が満車となったときにいろいろ情報の掲載をさせていただいて、すごく素晴らしいサービスだなと思っているのですけれども、こちらは当日利用が満車となってしまったときに、定期利用で空いていた場合、実際はそこを使っただけのようにはなっているけれども、Webのほうでは満車と表示されるようになっているのか、今そういったケースの場合、どうなっているのか教えてください。

○山下交通安全担当課長

当日と定期のバランスにつきましてですけれども、コロナ禍であったときはなかなか定期が伸びずに、当日もここに記載のあるとおり、徐々に上がってきている状況でございました。現在はある程度、働き方改革と申しますか、在宅でされる方がある程度固まってきたところで、定期利用というのはそれほど伸びがない、ずっとこのまま50%台を継続している状況につながっているのかなど。逆に当日利用につきましては、自転車の利活用の推進などもありまして、若干当日に外出する方が増えてきている。また、7月1日から短時間無料設定の試行実施を行っているところですが、そういったところで当日の利用が少し伸びてきているのかなど分析しているところでございます。

また、今後どうするかというところですが、それにつきましては、利用者の声を聞きながら、柔軟に、いつどうするかというのではなくて、現状を分析しながら適正に柔軟に対応していきたいと考えております。

また、Webで当日利用が満車となっている場合ですが、確かに分母分の分子ということで、例えば100台そこに当日利用があれば100分の幾つ利用中と出てきます。100分の100であればそこは満車ですよということで赤色になってしまうのですけれども、そういった場合は確かに利用者からしてみると空いてないということであきらめている方もいらっしゃるかもしれませんが、中には、そこまで移動する間にもしかしたら空くまでしれないということで来てもらっている方もいらっしゃいます。そのような方が、もし満車であった場合というのは、定期のスペースが空いていればそこは適宜柔軟に対応しているところでございますので、委員のおっしゃるとおり、赤だから行かないという人が確かに出ていることは事実であるとは思っております。

○横山委員

これまでいろいろ自転車の駐輪場について、区民の皆さんの利便性の向上のために様々な工夫をしていただいていたなどは思っております。時代によっていろいろなことが変わってきたりですとか、特にコロナというのがあったので、在宅ワークの方が増えた時期もこれまでであったかと思うのですが、またこれからも、自転車の駐輪場が定期、当日と利用されていくのかは、既に一定ではないというところであると思しますので、バランスについて、年単位で見えていくのか、月単位なのか、数か月単位なのかというところで、これからまた引き続き事業者とともに、利用者のWebアンケートも取っていらっしゃるということですので、そういうところも見えていただきながら、使いやすいものにしていただけるといいなと思しますので、要望で終わらせていただきます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○川原住宅課長

先ほどのだて委員からご質問がありました滞納者の人数ということですが、これについてご答弁を申し上げたいと思います。

滞納については日々流動的でございますので、その点をご承知おきいただきたいのと、あとは現時

点で判明しているのが8月末時点での滞納者の世帯数という形でのご答弁となります。

区営住宅においては17世帯、区民住宅においては55世帯という形になってございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

まず宅建のほうですけれども、この中でお声として伺ったので確認ですが、南大井5丁目は特にですが、2ページ、評価の視点別のコメントのところの予算執行、財務の視点ですが、これは西五反田のところとほぼほぼ一部文章が一緒ですけれども、予算の範囲内で適正な維持、管理を実現と記載はあるのですが、南大井5丁目で地域の方から伺うと、お風呂とか配管ですかね、それがよく機能しないというか壊れている。小さな規模の修繕はやっていただいているということだそうですが、そもそも大規模修繕、どの程度が大規模なのかあれですが、お風呂に関係する水回り、これが結構しんどい状況ですという声は聞いているのですが、そういう部分では、適正な維持管理に当たるのかなと思うのですが、そもそもモニタリング評価というのがセルフチェックなので、所管課と指定管理者がそれぞれだと思うのですが、ここの予算執行、財務の視点というのは、どちらのセルフチェックなのかということも含めて教えてください。

○川原住宅課長

まず、最後にご質問いただきましたどちらのセルフチェックなのかというところは、ここは各指定管理者の意見というところを組み入れている形でございます。都度、巡回等で必要な箇所を確認していただいている状況にはなるのですけれども、確かに今おっしゃっていただいた南大井の住宅であるとか水回りについてのご要望は、区民の方のみならず指定管理者との定期的な打合わせの中でもお話をいただいているところがございます、ただ難しいのが、どうしても壁の中を打抜いての大規模な工事が必要となると、退去後でないと難しくなってしまうたり、時によっては3か月以上期間が要してしまうものもあるということで、現状、居住者の方がいながらの工事というところでは補修の工事を緊急的な工事も含めて選ばざるを得ない状況でございます。ですので、退去人数も少ないところではあるのですけれども、退去した際には、水回りも含めて大規模に給水管の交換も含めて行っておりますので、原状回復費用は年々高騰しているのですけれども、退去後にはしっかりと根本的な部分を修繕しているといった事情がございます。

○つる委員

指定管理者のことですが、3か月ぐらいかかる、ここは区民住宅です。中間所得層ということですが、先ほどの話ではないですが、公営の提供する住まいという観点を含めて、ただそれだけ困難があるということは、施設の適正な管理は維持されていないのではないかと指摘は受けてしまうのではないかと、あとは工事の内容は、そういう必要があるのであれば、それはどのレベル、何戸それが必要かになると思うのですが、工事期間中、別のところを借りてできるのか、それも含めて必要かどうか、やらざるを得ないというか、やらなければいけないというレベルもあると思うのですけれども、この辺は施設の維持というところではどうなのだろうと思います。当然、入居者のお考えだとかが大事だと思うのですが、施設維持、水回りの劣化状況がどのぐらいなのか、この辺りはどうのお考えでしょうか。

○川原住宅課長

水回りの今お話いただきました南大井、ファミリーにつきましては、区のほうでも把握はさせてい

ただいてございまして、たまたま退去が出た部屋もありましたので、そういった一時的な修繕が必要な場合は、その空いた部屋に移っていただくといったご案内も実はさせていただいたところがございます。最終的にはその方はそこにとどまるという選択をされたところではあるのですが、引き続き特に、区民住宅でございますので、それなりの使用料をお支払いいただいているところがございますので、今後も適切な施設運営及び維持管理というところでは検討してまいりたいと考えてございます。

○つる委員

ぜひ検討していただいて。まとめて聞けばよかったのですがけれども、そのぐらい期間がかかってしまいますよ、ちょっと一回退いてもらいますよという話は、それぞれの該当する方には、既に話としてはずっとされているという理解でいいですか。

○川原住宅課長

今こちらで申し上げたケースと、委員がおっしゃっていたケースが同一人かというところは後ほど確認させていただければと思いますけれども、私のほうで報告として把握しておりますところには、同室の区民住宅内での部屋の一時の転居というご案内はしたケースはあったと伺っているところがございます。

○つる委員

根本的な修繕というか、ここが大事だと思うので、それに必要なことは、まずお知らせだったり、またそれに係る対策というのはしっかりと検討いただきたいと思いました。

あとは指定管理者の考え、文章が定型なのかなと思う形で、東急コミュニティーの文章と類似していますよね。予算執行のところ。経年劣化等により以降というのは、定型文みたいな形になって適正な維持というところにモニタリングがなっていないのですけれども、そこはそうではないと思うのですけれども、セルフチェックであるからこそ逆に、本当にセルフチェックできているかということとか今みたいなことがあるので、そういったところはきちんとやる必要、それこそセルフチェックをチェックする、やっているのでしょうかけれども、というところは必要かなと思いました。

次に駐輪場ですが、先ほど横山委員のほうから質疑がありましたことに関連して、いろいろな理由があって定期利用が減ってきている、ただ、直近3年を見ると同じような推移というところはあると思うのですが、前年度については100%を超える。これは定期利用のところを使ったから100%を超えているという意味ですか。その102%と129.6%の分母が幾つでこうなるのか。

あとは、利用料については一回区に入るのでよね。指定管理者ではなくて区に入ってきますよね。令和5年度については決算書を見れば分かったのですけれども、年間の使用料は全部で幾らになっているか教えてください。

○山下交通安全担当課長

100%超えの件につきましてですけれども、定期に案内しただけではなくて、当日利用のラック、こちらを1日に2回とか3回使うことによって100%超えになるということもありますので、決して定期に移しただけではないというところでご理解いただければと思います。

続きまして、料金の関係ですが、区の歳入にはなっているところがございますけれども、昨年の利用料が区にどれだけ入ったかという歳入での件でございますが、定期、当日、バイク、自転車込みで2億6,186万円という計上になっております。

○つる委員

そうすると、指定管理者の数字、1ページ目の収入指定管理料というのは、指定管理者、NCDの収

入ということなので、2億3,843万円。区の収入が2億6,000万円余ということなので、そうすると、駐輪場の区としての運営という部分ではうまくいっているという理解でいいですか。

○山下交通安全担当課長

これだけを見ますと確かにそのとおりでございますが、放置自転車対策につきましては、撤去ですとか指導、警備、こういったものに対する委託料ですとかその他工事ですとか、そういった費用がかかってまいりますので、全体からすると100%ではないですけれども、こちらに記載あるとおり、支払っている額よりは確かに歳入があるというところでございます。

○つる委員

当然、駅周辺等駐車場何とかという事業であって、その中のランチであるわけですが、ここだけ切り取ると、駐輪場だけ見るとうまくいっているという理解ですね。

その上で、先ほどの定期利用と当日利用で、場所の活用の仕方というか、もったいないというか、定期利用が50%とか60%とかそのぐらいで、先ほど定期利用ところもご案内しているよとあったので、その辺のインジケータをどっちにするか。定期利用の台数と当日利用の台数を増やす。当日を増やしていったほうがもっと利用料の収入的には上がるのかなという気がするのですけれども、単純な考え方です。その上で、管理の在り方とか利用者の声が先ほどあったわけですが、利用者の声は、住民サービス、区民サービスという部分ではその視点でいいと思うのですが、ただ、自転車の事業としての収支という部分では少しでも。定期と当日利用は単純に23日とか25日ぐらいであっても、当日で1か月使ってもらったほうが区のお金は1,250円とかそのぐらい違うわけです。そういうことを考えても当日利用を、これは利便性という部分では利用者にとっても当日利用のほうがいいということもあるし、固定で出ていくよりも、当然人は違うのかもしれないけども、区に最終的に入ってくるお金としては、そちらを増やしていったほうが利用料増えるのかなと思う。こういう視点ではいかがですか。

○山下交通安全担当課長

駐輪場の効果的な利用ということで、やはり空いているところは有効に使っていくことは当然でございますし、また、困っている方がいれば、100%以上に達して満車である場合に案内することによって、少しでも区民の利便性も上がり、さらに区の歳入にもなるというところでは、定期利用の部分について利用していくのは確かに妥当であるとは思いますが、実際に駐輪場によっては、全体の平均であって、当日利用の利用率が高いところにつきましては定期利用も待ちがあるとか、そういう状況もありますので、駐輪場での対応になってくると思いますので、そこは有効に今あるスペースを活用できるように、管理者が柔軟に対応できるような指導等をしていきたいと考えております。

○つる委員

当然、当日利用と定期利用のインジケータをどちらにするかというのは、それぞれの駐輪場で状況は違うと思うので、それぞれの状況によって変えると思うのですけれども、少しでも、それこそ1円でも区の歳入として入ってくるという視点もしっかり見ながらやっていくというのがいいのではないかと、当然ここだけ切り取ってやるということではないと思うのですが、駐輪場として利用料収入、歳入が増えて、その他の駅周辺等の駐輪対策に充てていく、本当に僅かかもしれないですけども、でもそういう視点というのは大事ではないか。全体の中で売行きがいい事業でしっかりと歳入を増やして、経費がかかるところにしっかりと充てていくということは、これは全体の大きな事業、くくりの中でも見えていくということが大事なのかなと思って、もうけるとかそういうことではなくて、いかに歳出に充てていくお金をこの事業の中でしっかりと持っていけるかということも、それは当然利便性向上というの

が必須である中で、そこを有効活用するにはどうしたらいいだろうという線引きをまた引き続きお願いしたいと思います。

○山下交通安全担当課長

大変申し訳ありません。先ほど収入の関係で2億6,000万円余とご案内させていただきましたが、決裁の書類を見て報告したのですが、今、確認したところ、大変失礼しました、昨年令和5年度中におきましては、2億1,358万円と若干歳出を下回っている状況ということが確認できましたので訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

○つる委員

その訂正の下で、であるならば、むしろどれだけもう少し利用料で増やしていくかということも、これは努力として、これはこれで必要。あくまでも利便性が低下するようなことは駄目だけれども、そういう中でいかに売上げを上げていくかということも、これは指定管理の方もしっかり協議しながら、区としても、先ほど指導とあったわけですけれども、していただきたいなと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○塚本委員長

次に、予定表2、行政視察についてですが、会議の運営上、順番を入替え、先に予定表3その他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございます。本件につきましては、申出書(案)のとおりでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、この案のとおり申し出ます。

以上で本件を終了いたします。

(2) 委員長報告について

○塚本委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(3) その他

○塚本委員長

最後に(3)その他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

2 行政視察について

○塚本委員長

最後に、予定表2の行政視察についてを議題に供します。

まず、行政視察の同行理事者につきましては、鈴木都市環境部長との報告を区長より受けておりますのでご報告いたします。

次に、サイドブックに掲載しております行政視察についての資料を基に、視察先の概要について確認していきたいと思いますが、これ以降は、同行される都市環境部長のみお残りいただき、その他の理事者の方は、ご退席いただいて結構でございます。どうもありがとうございました。

〔理事者退席〕

○塚本委員長

それでは、行政視察の視察先への理解を深めていきたいということで、進め方については、まず事前に配付いたしました資料を基に、私から視察先の概要をお話しし、その後に、視察先への質問や確認したい事項などのご発言をお願いしたいと思います。

それでは、初めに私から視察先をご紹介します。視察の行程にならって、一括してお話しいたします。

初めに岐阜県、世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふです。しながわ水族館のリニューアルの調査のため、世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふの視察を行います。

世界淡水魚園水族館アクア・トトぎふは、岐阜県各務原市河川環境楽園内にある公立の公営水族館です。環境学習の実践の場および地域交流拠点として平成16年7月に設立され、株式会社江ノ島マリネコーポレーションが指定管理者として運営しています。

淡水魚を専門に取り扱う水族館としては世界最大級の施設で、木曾川水園や自然発見館などの周辺施設と合わせて、世界唯一、最大級の河川環境学習ゾーンを形成しています。さらに、環境保全の一環として、希少種等の保護、増殖に取組、国内で初となる希少種保全水族館の認定を受けています。

レジャースポットとして県外からも多くの観光客が訪れ、年間約400万人が訪れるなど多くのにぎわいを見せています。

学習施設、種の保全などの水族館が果たす社会的な役割やにぎわい創出などの取組についてご教授いただき、その後、水族館内の見学を予定しております。

配付しました資料の1ページから27ページまでは、水族館および岐阜県のホームページから抜粋したものでございますので、参考までにご覧いただければと存じます。

次に、愛知県名古屋市です。名古屋市では、セーフティーネット住宅について視察を行います。

資料1ページから10ページにかけては、名古屋市住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティーネット住宅）登録制度の概要を、11ページから12ページにかけては、大家・不動産事業者向け、住宅を探している人向けのリーフレットでは、大家や不動産事業者への住宅改修等経済的支援、マッチング入居支援、居住支援などが掲載されております。

また、そのほかに、単身高齢者世帯で死亡事故が発生した場合の家賃損失や原状回復費用等を保証す

る孤独死・残置物に係る包括的損害保険事業や、安心な住環境の整備等を目的とした安心見守り協定といった、入居者及び大家などに対する各種支援、補助を実施しており、詳細の説明は割愛いたしますが、23ページから32ページにかけて掲載しております。33ページ以降は、居住支援等のガイドブックを掲載しておりますので、後ほど参考にしていただければと存じます。

最後に、三重県桑名市です。桑名市では、Ma s S取組推進について視察を行います。

Ma s Sについて少し説明いたしますと、桑名市では目的地まで最適な移動手段を検索から乗車予約、支払いまでを完結させるアプリケーションの開発、提供を行い、利用者の利便性の向上を図りつつ、AIオンデマンド交通や自動運転など新技術の導入により、公共交通の充実や合理化を進め、誰もが移動しやすい持続可能な交通サービスの確保に取り組んでいます。

視察ではMa s Sの取組概要から、資料に掲載があるように、自動運転やAIオンデマンド交通の実証実験やサービスの詳細などについて説明を受けたいと考えております。資料の13ページ以降は、公共交通施策等について書かれた桑名市の広報紙を掲載しておりますので、参考にしていただければと存じます。

簡単ではございますが、視察先の紹介は以上でございます。

次に、視察先で特に質問や確認したい事項、ご要望について伺いますが、既に視察先より質問等があれば事前に伺いたいとの依頼があり、各委員、本日の勉強会の資料等を参考に、視察先について調べていただきまして、質問事項を出していただきたいと思っております。

視察先に関する質問事項等の取りまとめの方法などの詳細は、前回同様、委員会終了後に追ってお知らせしますが、10月1日火曜日をめどに事務局へご提出願います。よろしく願いいたします。

それでは、視察先について、この場で質問、確認したい事項、ご要望等がございましたらご発言をお願いいたします。

○のだて委員

1点だけ、セーフティーネット住宅のところで、専用住宅があるのかどうか、どういう形になっているのかというところで、そこが結構いろいろなところでも課題。昨年行ったところでも、専用住宅はたしかゼロ。品川もゼロということですので、そのところをお聞きしたいと思います。

○塚本委員長

ほかにございますか。

○横山委員

私も住宅セーフティーネットのところで、特に子育て世帯ですとか母子家庭であったり、離婚を検討中の方、DV被害者の方、そういった方への支援をどうやっていらっしゃるのかというところを詳しくお伺いできたらと思っております。パンフレットの21ページに、リブクオリティ・ハブの団体概要とも載っているのですが、住まいだけではなくて、住まいと地域のつながりというところもやっていたり、リブクオリティ・ハブの団体かと思うのですが、団体同士のつながりをどのように構築をして名古屋市としてやっていらっしゃるのかというところに興味がありますので、勉強させていただきたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにございますか。

そうしましたら、10月1日をめどに事務局へ質問、ご要望等ありましたら提出をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今いただいたご意見につきましては、相手先との調整等もありますけれども、十分に踏まえて視察を
してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、行政視察の報告書につきましては、これまでどおり、視察後直近の委員会閉会后に各委員から
感想を出し合っただき、その議事録をもって報告書にしてまいりたいと思いますので、よろしくお
願いをいたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後0時04分閉会